訓練

【令和７年度　感染症危機管理対応訓練】

新型インフルエンザ（Ｈ５Ｎ Ｘ）政府対策本部会合
（エイチ・ファイブ・エヌ・エックス）

（訓練）

日時：令和７年 11 月 18 日(火)08:05～08:15

場所：官　邸　４　階　大　会　議　室

議　事　次　第

１．開　会

２．議　事

（１）新型インフルエンザ（Ｈ５Ｎ Ｘ）の海外発生状況等について
（エイチ・ファイブ・エヌ・エックス）

（２）在留邦人の状況について

（３）基本的対処方針（案）について

（４）初動対処等の状況について

３．閉　会

（配布資料）

資料１	厚生労働省提出資料
資料２	外務省提出資料
資料３	新型インフルエンザ（H5NX）対策の基本的対処方針（案）
参考資料	新型インフルエンザ（H5NX）対策本部の設置について

今般海外で確認された新型インフルエンザウイルス（ H5NX ）による感染症について

訓 練

資料１
厚生労働省提出資料

概要

- X国において、10月下旬から、重篤な呼吸器疾患の患者が多数発生。
- 11月９日に、検体のゲノム解析により新たなインフルエンザウイルス（Ｈ５亜型）を検出。同日、ゲノム情報をX国が公表。
- また同日、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」を構成するおそれのある事案として、X国は、国際保健規則（IHR）に基づきWHOに通報。
- 11月11日から、WHOがX国へ専門家チームを派遣し、X国での調査や対応の支援を開始。
- 11月16日、専門家チームは、継続的にヒトーヒト感染が発生している可能性があるとWHO本部に報告。
- 同日、WHOは、緊急委員会（EC）を開催し、新たなインフルエンザウイルス（Ｈ５NX）が急速にまん延するおそれがあるとして、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」を宣言。
- 11月18日、 JIHSによるリスク評価及び厚生科学審議会感染症部会の意見を踏まえ、厚生労働大臣が新型インフルエンザの発生を公表し、内閣総理大臣へ報告。

感染症の発生状況等について（11/16 12時時点）

・X国での感染者数は、830人。死者25名。

・日本国内での感染者は、まだ確認されていない。

インフルエンザウイルス（内閣官房HPより）

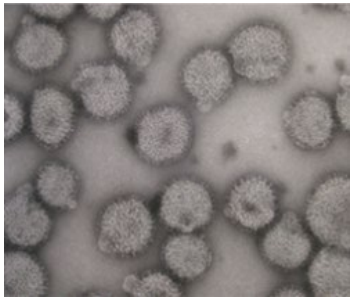

新型インフルエンザウイルス（H5NX）に関連した感染症に関するWHO派遣チームからの情報

訓 練

これまでの経緯

- X国において、10月下旬頃から、重篤な呼吸器疾患の患者が多数発生。
- 11月９日に、検体のゲノム解析により新たなインフルエンザウイルス（H5亜型）を検出。同日、ゲノム情報をX国が公表。
- また同日、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」を構成するおそれのある事案として、X国は、11月９日に国際保健規則（IHR）に基づきWHOに通報。
- 11月11日から、WHOがX国へ専門家チームを派遣し、X国での調査や対応の支援を開始。
- 11月16日、専門家チームは、新たなインフルエンザウイルスにより継続的にヒトーヒト感染が発生している可能性があるとWHO本部に報告。

WHO派遣チームからの情報（11/16時点）

- 継続的にヒトーヒト感染が発生している可能性がある。
- 感染源は不明である。
- 感染経路は確定していないが、季節性インフルエンザと同様であると予想される。
- 突然の高熱かつ急性呼吸器症状（鼻汁、鼻閉、咽頭痛又は咳）に加えて、全身倦怠感、頭痛、筋肉痛等を特徴とする。また、基礎疾患のない若年の患者においても、重症の肺炎が見られ、呼吸不全が進行した例ではびまん性のすりガラス様陰影が両肺に認められる。
- 現時点で、総合的なリスクの評価をするための情報は限られているものの、季節性インフルエンザと比較し、重症度が高いことが懸念される。

・ X国において、830名が感染し、うち25名死亡。

訓 練

厚生労働省における対応

政府行動計画に基づく主な対応

Ｘ国の疑い事例報告を受けたこれまでの取組

- 都道府県等に対し、新たなインフルエンザウイルス（Ｈ５亜型）による感染症情報を覚知した日（11月９日）に、サーベイランスの強化を指示。
- JIHSと連携して、WHO等を通じて当該ウイルスに関して情報収集を実施。
- 各検疫所に対して、水際対策強化のための人員、検査機器等の確保を指示。Ｘ国からの到着便やＸ国滞在者に対する検疫を強化。患者等の隔離・停留・待機要請のための医療機関・宿泊施設の準備、検査体制の整備、物資の確保状況の確認等を指示。（検疫措置の変更に関して、国際保健規則（IHR）に基づきWHOへ報告）
- 都道府県等に対して、感染症法に基づく病床や宿泊療養施設等の医療提供体制の確保の準備、検査体制、保健所の体制等の構築を要請する通知を発出するとともに、物資の確保状況の確認を実施。
- 都道府県に対して、感染症指定医療機関において、速やかに患者に適切な医療を提供する体制を確保するよう要請。
- JIHSに対して、既存治療薬・プレパンデミックワクチンの有効性の検証を指示。
- 新たなインフルエンザに関するQ&A等を作成・公表するとともに、省内にコールセンターを設置。
- JIHSにおいて、新たなインフルエンザウイルス（Ｈ５NX）のリスク評価を行い、厚生労働省は、これに基づき、全国的な感染症サーベイランスの強化の必要性や、感染症サーベイランスの対象及び届出対象者の重点化、効率化等の必要性を評価。
- 11月18日、 JIHSによるリスク評価及び厚生科学審議会感染症部会の意見を踏まえ、厚生労働大臣が新型インフルエンザの発生を公表。

訓 練

厚生労働省における対応

政府行動計画に基づく主な対応

新型インフルエンザ発生を受けた今後の取組

- 都道府県等に対し、新型インフルエンザに係る症例定義を周知。
- 検疫所に対し、検疫対象者の増加に備え検疫体制を強化するとともに、感染症の特徴や病原体の性状、発生国の感染状況などを踏まえた検疫措置を決定し、実施。
- 検疫所において、検査が十分に実施できる体制、サージカルマスクなどの必要物資の確保に加え、隔離・停留・待機要請のための医療機関及び宿泊施設、患者等移送のため民間救急等との協定に基づき体制確保を進める。
- 都道府県等に対し、流行初期における医療提供体制及び宿泊施設、検査体制等協定に基づく体制の確保、流行初期に想定される業務量に対応する人員確保等の保健所体制の速やかな構築を要請
- JIHSと連携し、専門家委員会等を設置し、流行初期における診療指針の策定を図るとともに、医療機関に対し診療指針を周知。
- 引き続き情報収集を行い、国民に正しい情報提供と今後に備えた対応に万全を期す。

訓 練

国立健康危機管理研究機構（JIHS）における対応

国立健康危機管理研究機構（JIHS）における主な対応

- 11月９日に、X国での公表情報をもとに、新たなインフルエンザウイルス（H5亜型）のゲノム配列情報を入手。それに基づきPCR検査のプライマー作成の検討等に着手。11月13日に、プロトタイプのPCR検査法を開始。
- 11月13日に、国立感染症研究所が持つゲノム情報等を全国の検疫所及び地方衛生研究所等に提供。同17日より、プライマーや検査マニュアルの配布を開始。
- 新型インフルエンザウイルス（Ｈ５NX）について疫学情報を収集、分析し、リスク評価を実施。
- 既存治療薬の有効性の検証を開始。
- 厚生労働省が備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性の評価を開始。
- 国内外の研究機関等への病原体の配付の準備を進める。
- 患者の受入に向けた院内体制の調整を実施。（新感染症病棟の使用、スタッフ勤務の調整等）
  ※１例目については個人の特定に繋がる可能性があることから、患者受入は公表しない。
- 院内及び臨床研究ネットワーク事業で臨床情報を集積し、その分析結果の公表に向けた準備に着手。
- 院内体制整備及び診療方針に関して、他の医療機関への情報提供に向けた準備に着手。

※国立感染症研究所及び国立国際医療研究センターは、令和７年４月より国立健康危機管理研究機構（JIHS）に統合され、一体となって感染症対策を実施。

X国における新型インフルエンザウイルスへの対応について

資料２
外務省提出資料

訓 練

現状・経緯

- 11月16日時点のX国内の感染者数は830人。うち死亡者数は25名（X国保健省発表）。
- 緊急委員会(EC：Emergency Committiee)の助言により、 WHO事務局長は国際保健規則（IHR）上の国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）に該当すると判断。

在留邦人・X国内の状況

- X国には在留届ベースで約2万人の邦人が滞在。
- 公共交通機関は通常どおりの運行。
- スーパーやレストランも通常営業。
- 日本企業は通常どおりの勤務体制。
- 本邦との間を含め、X国を発着する国際線は通常どおり運航。
- マスクを含め、買い溜め等のパニックは生じていないが、不安をあおるSNS情報等が増加している。

外務省の対応

- 11月９日、スポット情報にて、X国における新型インフルエンザウイルス（H5NX）発生の情報提供及び在留邦人に対する注意喚起を実施。
- 11月10日、X国に対し、感染症危険情報レベル１（十分注意してください。）を発出。
- 11月10日、領事局長をヘッドとする対策室を設置。
- 11月10日、在X国日本国大使館内に大使を本部長とする現地対策本部を設置。
- 11月16日、感染症危険情報をレベル２（不要不急の渡航は止めてください。）に引き上げ。
- 関係省庁とともに、水際対策についての検討を実施。
- 適時適切な情報提供・注意喚起に努める。

訓練

資料３

新型インフルエンザ（H5NX）対策の基本的対処方針（案）

令和７年１１月●日
新型インフルエンザ政府対策本部

本方針は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 18 条第１項に規定する基本的対処方針として、今後講ずべき対策を実施するに当たって準拠となるべき統一的指針を示すものである。

地方公共団体は、本方針に基づき、自らその区域に係る対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該区域において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。また、政府は、本方針に基づき、指定行政機関、都道府県及び指定公共機関が実施する対策に関する総合調整を行うことができる。

１　新型インフルエンザ（H5NX）発生の状況に関する事実

（１）新型インフルエンザ（H5NX）の特徴

新型インフルエンザ（H5NX）については、現時点で、総合的なリスクを決定するための情報は限られているものの、以下のような特徴がある。

ヒトーヒト感染が起きていると考えられる。感染経路は確定していないが、季節性インフルエンザと同様であることが予想されている。重篤な呼吸器疾患を生じさせる可能性があり、世界保健機関（WHO）において国際保健規則（IHR）上の国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）に該当するとされている。

季節性インフルエンザと比較し、重症化する割合が高い可能性が指摘されている。（なお、X 国において令和７年 11 月 16 日時点で感染者 830 人、死亡者 25 人と発表）

（２）新型インフルエンザ（H5NX）対策に関するこれまでの取組

我が国においては、令和７年 11 月 10 日に、第１回関係省庁対策会議を開催し、政府内での情報共有を行うとともに、初動対処要領に基づき、各省において適切に対応することを確認した。

同月 11 日には、国内への病原体の侵入をできる限り抑えるため、水際対策強化として、検疫措置の強化を開始した。

同月 18 日には、厚生科学審議会感染症部会において、新たなインフルエンザ（H5NX）を新型インフルエンザ等感染症とすべきとされたことを踏まえ、厚生労働大臣は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「感染症法」という。）第 44 条の２に基づく新型インフルエンザ等感染症が発生した旨の公表を行い、内閣総理大臣に法第 14 条の報告をし、その報告を受けて、内閣総理大臣は、政府対策本部を設置した。

（３）我が国における感染の状況

現時点において、我が国における感染者および疑い例の報告はない。

２　新型インフルエンザ（H5NX）の対処に関する全般的な方針

新型インフルエンザ等対策政府行動計画に基づき、まずは新型インフルエンザ（H5NX）の特徴について国外の知見を収集・分析する。また、国内への病原体侵入をできる限り遅らせる観点から、水際対策を強化する。

また、国内における新型インフルエンザ（H5NX）の患者の発生に備え、検査体制、医療提供体制の確保、ワクチンや治療法・治療薬の研究等の各種対策を開始する。

３　新型インフルエンザ（H5NX）対策の実施に関する重要事項

（１）情報収集・分析

ア　実施体制

国は、国立健康危機管理研究機構（JIHS）と連携し、速やかに感染症インテリジェンス体制を強化し、当該感染症に関する情報収集・分析及びリスク評価の体制を確立する。（厚生労働省、外務省、文部科学省）

イ　リスク評価

（ア）情報収集・分析に基づくリスク評価

①　国及び JIHS は、新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、国内での発生状況、臨床像に関する情報、公衆衛生・医療等への影響について分析し、包括的なリスク評価を行う。リスク評価に当たっては、都道府県等や国際機関、研究機関、在外公館、検疫所等からの情報、学術論文等の情報、現地での派遣調査による情報、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報等のほか、感染動向に関する様々なシミュレーションの結果等の情報収集・分析に基づき、リスク評価を実施する。（厚生労働省）

②　国及び都道府県等は、リスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制、保健所等の各体制について、速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を行う。（厚生労働省）

③　国及び JIHS は、国民生活及び国民経済に関する情報や社会的影響等についても情報収集を行い、感染症危機が国民生活及び国民経済等に及ぼす影響を早期に分析することを目指す。（統括庁、関係省庁）

（イ）リスク評価体制の強化

①　国及び JIHS は、都道府県等と連携し、必要な情報を効率的かつ効果的に収集・分析を行うため、感染症インテリジェンス体制を強化し、継続的にリスク評価を実施する。（厚生労働省）

②　また、有事の際に、感染症インテリジェンスに資する情報を効率的に集約できるよう、準備期に構築した人的・組織的ネットワークを最大限に活用し、迅速かつ継続的に情報収集・分析を行う。（厚生労働省）

③　国は、準備期から実施する取組に加えて、流行国・地域への派遣調査や有事に国際機関や諸外国政府等が開催する会議や調査等への参加等により、積極的に発生の初期段階での情報の収集・分析を行い、初期段階でのリスク評価を行う。

さらに、情報収集・分析の方法について、国民等に分かりやすく情

報を提供・共有する。（厚生労働省、外務省）

（ウ）リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

国は、都道府県等及びJIHSと連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。（厚生労働省）

ウ　情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

国は、新たな感染症が発生した場合は、国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、都道府県等に共有するとともに、国民等に迅速に提供・共有する。（厚生労働省、統括庁、外務省、文部科学省）

（２）サーベイランス

ア　リスク評価

（ア）有事の感染症サーベイランスの開始

国は、都道府県等、JIHS及び関係機関と連携し、準備期から実施している感染症サーベイランスを継続するとともに、都道府県等、JIHS及び関係機関と連携し、新型インフルエンザ（H5NX）の患者の全数把握を始めとする患者発生サーベイランス等の強化により、患者の発生動向等の迅速かつ的確な把握を強化する。

また、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果、国民の抗体保有状況等の必要な知見を得るため、入院者数や重症者数の収集（入院サーベイランス）及び病原体ゲノムサーベイランスを行う等、有事の感染症サーベイランスを開始する。

新型インフルエンザ（H5NX）に感染したおそれのある者から採取した検体を地方衛生研究所等において、亜型等の同定を行い、JIHSは、それを確認する。（厚生労働省、農林水産省、環境省）

（イ）リスク評価に基づく感染症サーベイランスの実施体制の強化

国及びJIHSは、感染症サーベイランスで収集した情報や感染症インテリジェンスで得た知見等に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、

感染性、薬剤感受性等)、臨床像等について分析を行う。これらを踏まえた初期段階でのリスク評価に基づき、感染症サーベイランスの実施体制の強化等の必要性の評価を行う。(厚生労働省)

(ウ) リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

国は、都道府県等及び JIHS と連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえた初期段階でのリスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。(厚生労働省)

イ　感染症サーベイランスから得られた情報の共有

国は、都道府県等及び JIHS と連携し、国内の感染症の発生状況等を迅速に把握し、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、ゲノム情報、臨床像等の情報を含め都道府県等に共有するとともに、感染症の発生状況等や感染症対策に関する情報を、国民等へ迅速に提供・共有する。(厚生労働省)

(3) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

ア　迅速かつ一体的な情報提供・共有

① 国は、国民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、国民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。(統括庁、厚生労働省、関係省庁)

② 国は、国民等の情報収集の利便性向上のため、関係省庁、地方公共団

体、指定（地方）公共機関の情報等について、必要に応じて、集約の上、総覧できるウェブサイトを立ち上げる。（統括庁）

③　JIHS は、国と連携して、国民等に対し、感染症の特徴や発生状況等の科学的知見等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。（厚生労働省）

④　国は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、地方公共団体や業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。（統括庁、厚生労働省、関係省庁）

⑤　国は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行うため、新型インフルエンザ（H5NX）の発生状況等に関する公表基準等に関し、地方公共団体における具体的な対応の目安となりやすいよう、改めて、感染症の特徴等に応じて必要な見直しを行いつつ、関係法令等の解釈や運用の明確化や周知を行う。（厚生労働省）

⑥　国は、国際的な情報提供・共有を適切に行う。（外務省、統括庁、厚生労働省、関係省庁）

イ　双方向のコミュニケーションの実施

①　国は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNS の動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。（統括庁、厚生労働省）

②　国は、ホームページ掲載用や都道府県及び市町村向けの Q&A 等を作成するとともに、コールセンター等を設置する。コールセンター等に寄せられた質問事項等から、国民等の関心事項等を整理し、Q&A 等に反映するとともに、関係省庁で共有し、情報提供・共有する内容に反映する。（厚生労働省、関係省庁）

③　国は、都道府県及び市町村に対し、オンライン等により Q&A を配布す

るとともに、コールセンター等の設置を要請する。（厚生労働省、関係省庁）

ウ　偏見・差別等や偽・誤情報への対応

国は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、地方公共団体、NPO 等の各種相談窓口に関する情報を整理し、国民等に周知する。（統括庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係省庁）

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを行い、その状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、国民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。（統括庁、厚生労働省、関係省庁）

国は、偏見・差別等や偽・誤情報への対策として、SNS 等のプラットフォーム事業者が行う取組に対して必要な要請や協力等を行う。（統括庁、総務省、法務省、厚生労働省、関係省庁）

（４）水際対策

ア　新型インフルエンザ（H5NX）の発生初期の対応

①　国は、発生国・地域又は発生国・地域から第三国（発生国・地域以外の国・地域をいう。以下同じ。）を経由して我が国へ来航する船舶・航空機について、船舶・航空会社等の協力を得ながら、出発地、搭乗者数、国籍ごとの帰国者等数等の情報を収集する。（出入国在留管理庁、国土交通省）

②　国は、主要国及び発生国・地域の発生状況や水際対策についての情報収集を行う。（厚生労働省、外務省）

③　国は、帰国者等への質問票の配布等により、発生国・地域での滞在の

有無や健康状態等を確認し、帰国・入国時の患者等の発見に努める。また、発生国・地域から第三国経由で帰国・入国する者に対し、船舶・航空会社等の協力を得ながら、質問票の配布に加えて旅券の出国証印の確認を実施する等、発生国・地域での滞在の有無を把握し、検疫の効果を高める。（厚生労働省、出入国在留管理庁、国土交通省）

④　国は、入国審査や税関において、新型インフルエンザ（H5NX）に感染したおそれのある者を発見した場合は、直ちに検疫所に通報し指示を仰ぎ、検疫手続に差し戻す。（出入国在留管理庁、財務省）

⑤　国は、有症状者（発熱や咳といった健康状態に何らかの異状を呈している者をいう。以下同じ。）が搭乗手続をしようとした場合には、必要に応じて搭乗拒否を行うよう、船舶・航空会社等に要請する。（厚生労働省、国土交通省）

⑥　国は、船内又は機内において有症状者を発見した場合に、船内又は機内における必要な感染症対策を講ずるよう、船舶・航空会社等に対応を要請する。（厚生労働省、国土交通省）

⑦　国は、全ての帰国者等に対し船舶・航空会社等の協力を得ながら、帰国・入国後に発症した場合の留意事項を記載した健康カードの配布等により帰国・入国後の患者の発見に努める。（厚生労働省）

⑧　国は、在外邦人や出国予定者に対し、収集した情報を分かりやすく提供・共有し、注意喚起を行う。（厚生労働省、外務省）

⑨　国は、感染症危険情報を発出し、在外邦人や出国予定者に対し、不要不急の渡航の中止等の注意喚起を行う。発生国・地域の状況等を総合的に勘案し、渡航中止勧告や退避勧告を検討する。（外務省）

⑩　国は、事業者に対し、必要に応じ、発生国・地域への出張を避けるよう要請する。また、国は、関係省庁や現地政府からの情報収集を行いつつ、海外駐在員や海外出張者がいる事業者に対し、必要に応じ、速やかに帰国させるよう要請する。（業所管省庁）

⑪　国は、水際対策関係者に対して、必要に応じて、個人防護具の着用、特定接種、患者からウイルスのばく露を受けた場合の抗ウイルス薬の予防投与等の必要な感染対策を講ずる。（厚生労働省、出入国在留管理庁、

財務省）

イ　検疫措置の強化

①　国は、検疫を実施する港及び空港内の待機・検査等のスペースや動線の確保等について、港又は空港管理会社等と調整し、検疫措置の環境整備を行う。（厚生労働省、国土交通省）

②　国は、JIHS と連携し、PCR 検査等の検査を実施するための技術的検証を行い、検疫所が保有する検査機器が活用できる体制を整備する（協力体制を構築した地方衛生研究所等や民間検査会社を含む。）。（厚生労働省）

③　国は、隔離・停留や宿泊施設での待機要請の対象となる者を収容・待機させる施設や搬送手段を協定等に基づき確保する。（厚生労働省）

④　国は、検疫対象者が増加して、停留施設の不足により停留の実施が困難であると認められる場合には、特定検疫港及び特定検疫飛行場（以下「特定検疫港等」という。）の周辺の施設の管理者の同意を得て当該施設を使用することを原則とし、その管理者が正当な理由なく同意を行わない場合は、当該施設の特措法に基づく使用を検討する。（厚生労働省）

⑤　国は、診察・検査、隔離、停留、宿泊施設や居宅等での待機要請や健康監視等を実施する。その対象範囲について、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、当該発生国・地域の感染状況、検査実施能力、医療機関や宿泊施設の確保状況等を踏まえ、決定し、実施する。（統括庁、厚生労働省）

⑥　国は、検査の結果、陽性者については、医療機関での隔離、宿泊施設での待機要請を実施する。（厚生労働省）

⑦　国は、陰性者や検査対象外の者については、上記⑤により定めた対象範囲に従って、医療機関又は宿泊施設での停留、宿泊施設又は居宅等での待機要請、健康監視を実施する。なお、検査での陽性者の状況や発生国・地域の感染状況等に応じて、停留、待機要請及び健康監視の対象者の範囲を変更する。（厚生労働省）

⑧国は、居宅等待機者については、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、

感染性、薬剤感受性等）を踏まえ、居宅等への移動に関し公共交通機関の不使用の要請を行う。（厚生労働省）

⑨　国は、当該感染症について、無症状病原体保有者からの感染が見られる場合は、当該感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえ、上記⑤から⑦までの検疫措置の強化を図る。（厚生労働省）

⑩　国は、検疫法に基づく検疫感染症の発生又はまん延を防止するための指示及び水際対策への協力が得られない者に対する措置の実施を検討する。また、これらの措置を含めた水際対策の内容を広く国内外に周知する。（厚生労働省）

⑪　国は、検疫措置を適切に行うため、発生国・地域の感染状況、船舶・航空機の運航状況、検疫体制の確保状況を踏まえ、特定検疫港等を定め集約化を図る。（厚生労働省、国土交通省）

⑫　国は、検疫措置の強化に伴い、検疫実施空港・港及びその周辺において必要に応じた警戒活動等を行い、また、警戒活動等を行うよう都道府県警察等を指導又は調整する。（警察庁、海上保安庁）

ウ　入国制限等

①　国は、WHO や諸外国の動向も踏まえつつ、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、発生国・地域の感染状況等を勘案して、上陸拒否対象国・地域の指定及び同国・地域からの外国人の入国の原則停止等について、政府対策本部で決定する。（統括庁、出入国在留管理庁、外務省、厚生労働省）

エ　システムの稼働

国は、質問票の配布等の検疫手続について、準備期で整備したシステムを通じた質問票の入力等の機能の運用を開始するとともに、隔離等の実施における健康監視等を円滑に行うためのシステムを稼働させる。（厚生労働省、デジタル庁）

オ　関係各国・地域への情報提供・共有

国は、検疫措置の強化、入国制限等、システムの稼働について、関係各国・地域へ情報提供・共有を行う。（外務省）

カ　地方公共団体等との連携

①　国は、検疫措置の強化に伴い、検疫所と都道府県等や医療機関等の関係機関との連携を強化し、新型インフルエンザ（H5NX）に対するPCR検査等の検査を実施するための技術的支援を行い、検査体制を速やかに整備する。（厚生労働省）

②　国は、質問票等により得られた情報について、準備期にあらかじめ定めたところに従い、都道府県等に提供する。（厚生労働省）

キ　在外邦人支援

①　国は、発生国・地域に滞在（駐在や留学を含む。）する在外邦人に対し、直接又は企業や学校等を通じ、感染予防のための注意喚起を行うとともに、発生国・地域において感染が疑われた場合の対応等について周知する。（外務省、文部科学省、業所管省庁）

②　国は、帰国を希望する在外邦人については、可能な限り定期航空便等の運航が行われている間に帰国ができるよう、関係各国とも連携の上、定期便の運行情報の提供や、増便が必要な場合の航空会社への依頼等の必要な支援を行う。（外務省、国土交通省）

③　国は、定期航空便等が運行停止した場合、在外邦人について、発生国・地域の状況を踏まえ、検疫強化の必要性に留意しつつ、直ちに代替的帰国手段の検討を行い、対処の方針を決定し、外務省ホームページ、在外公館、船舶・航空会社、旅行代理店等を通じ、これを発生国・地域に滞在する在外邦人に対して周知する。（外務省、厚生労働省、国土交通省、海上保安庁、防衛省）

④　国は、決定した対処の方針に従い、帰国手段の確保、関係者の感染症予防対策、隔離や停留等を実施する際の医療機関や宿泊施設の確保を含む検疫体制の調整等の必要な帰国者対応を行う。（外務省、厚生労働省、

国土交通省、海上保安庁、防衛省）

⑤　国は、感染した又は感染したおそれがある在外邦人に対しては、現地医療機関等による抗インフルエンザ薬の処方等を検討し、必要に応じ、在外公館に配備する医薬品の利用等も検討する。（外務省）

⑥　国は、感染した又は感染したおそれがある在外邦人に対しては、直接又は企業や学校等を通じ、感染拡大防止のための注意喚起等を実施する。（外務省、文部科学省、業所管省庁）

（５）まん延防止

ア　国内でのまん延防止対策の準備

①　国及び都道府県等は、相互に連携し、国内における新型インフルエンザ（H5NX）の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める。

また、国及び都道府県等は、検疫所から新型インフルエンザ（H5NX）に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、相互に連携し、これを有効に活用する。（厚生労働省）

②　JIHS は、国内外の専門家と協力し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報等の分析やリスク評価に基づき、有効なまん延防止対策に資する情報を速やかに国及び都道府県等に提供する。（厚生労働省）

③　国は、国内におけるまん延に備え、地方公共団体又は指定（地方）公共機関等において業務継続計画又は業務計画に基づく対応の準備を行うように要請する。（統括庁、指定公共機関所管省庁）

（６）ワクチン

ア　研究開発

（ア）病原体やゲノム情報の早期入手

国及び JIHS は、国内外の研究機関等と連携し、病原体及びゲノム配列データ等の情報を早期に入手し、研究開発を行う関係機関に対し、分与・

提供するとともに、早期にパンデミックワクチンの研究開発を実施するよう要請する。（厚生労働省）

（イ）研究開発の支援

国は、パンデミックワクチンの研究開発を支援するため、以下①から④までの支援策について検討し、実施する。

① SCARDA を介した研究開発支援の推進（健康・医療戦略推進事務局、文部科学省）

② 独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）における優先的な相談対応や承認審査の実施（厚生労働省）

③ 大規模臨床試験費用の支援（厚生労働省）

④ 開発企業の相談窓口の設置受付（厚生労働省）

（ウ）研究開発に係る情報共有・連携

国は、国内で速やかにパンデミックワクチンの研究開発が実施されるよう、以下①から⑤までの現況をワクチンの開発・製造に関する関係省庁、研究機関、研究者、事業者等で共有し、連携を図る。（健康・医療戦略推進事務局、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）

① 発生した新型インフルエンザ（H5NX）に関する SCARDA におけるワクチン開発状況

② 国内でパンデミックワクチンの研究開発を実施できる拠点

③ 国内でパンデミックワクチンの臨床試験を実施できる医療機関

④ 国内に整備されているワクチン製造拠点

⑤ デュアルユース設備を有する事業者が製造可能な製品の種類、規格、製造量、製造開始までのリードタイムの情報及びデュアルユース設備を有する事業者がパンデミックワクチン製造に切り替えるための資材調達や人員体制等の状況

（エ）緊急承認等の検討

① 国は、新たに開発されたワクチンについて、速やかに接種で使用で

きるよう、緊急承認等の仕組みの適用の可否について速やかに検討を行う。特に新型インフルエンザ（H5NX）に係るパンデミックワクチンの承認については、プロトタイプワクチン、季節性インフルエンザワクチン、プレパンデミックワクチンに関するデータを活用しつつ、必要に応じて緊急承認等の制度を適用し、短期間に適切に審査・承認のプロセスを進める。（厚生労働省）

② 国は、緊急承認が適用されたワクチンについて有効性及び安全性の検証ができる体制を構築する。さらに、国は、開発されたワクチンに対する承認審査に当たり、開発企業が同一のモダリティを活用したワクチンの承認を既に受けており、開発されたワクチンが既に承認を受けているワクチンと同じ添加剤等を用いている等、共通する点がある場合には、共通する内容に係る過去のデータを活用する等、迅速に審査を実施する。（厚生労働省）

イ　ワクチン等の確保

（ア）プレパンデミックワクチン

国は、新型インフルエンザ（H5NX）の発生後、備蓄しているプレパンデミックワクチンのうち、発生したウイルスに対する有効性の確認を行う。また、有効性が期待できるものについては、あらかじめ製剤化している当該ワクチンの接種に向けた準備を進めるとともに、当該ワクチン原液の製剤化を直ちに行うよう、指定公共機関を含むワクチン製造販売業者に要請する。なお、新型インフルエンザ（H5NX）の発生時には、感染拡大の状況等も勘案しつつ、検定を受けるいとまがない場合には、必要に応じプレパンデミックワクチンの検定を免除する。（厚生労働省）

（イ）パンデミックワクチン

a　ワクチンの開発及び生産体制に係る検討

国は、発生した新型インフルエンザ（H5NX）に関する情報を速やかに収集し、ワクチンの開発及び生産に関する機関、研究者、事業者等の状況を踏まえ、関係省庁間で必要となるワクチンの開発及び生産体

制を検討する。(厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、経済産業省)

b　ワクチンの製造設備の確保

①　国は、準備期に収集したワクチンの製造に関する事業者の情報を踏まえて、ワクチン製造に関する事業者等に対して、パンデミックワクチンの製造に取り組むとともに、必要量のワクチンの製造に要する原材料等の確保を行うよう要請する。(厚生労働省、経済産業省)

②　国は、デュアルユース設備を有する事業者に対して、デュアルユース設備を活用して自らパンデミックワクチンの開発・製造に取り組むか、パンデミックワクチンの開発に取り組む他の事業者と連携してデュアルユース設備を活用してパンデミックワクチンの開発・製造に取り組むかを検討するよう指示する。その際、国は、パンデミックワクチンの開発・製造に取り組む事業者にデュアルユース設備に関する情報を提供すること等を通じて、事業者間の連携を促し、必要な製造能力の確保を支援する。(厚生労働省、経済産業省)

c　ワクチンの製造に係る要請

国は、ワクチンの製造株の確保等ができ次第、パンデミックワクチンの製造を開始するよう、指定公共機関を含むワクチン製造販売業者に要請する。この場合には、季節性インフルエンザワクチン等の製造を中断してパンデミックワクチンの製造に切り替えること等も含めて製造能力が可能な限り最大限に活用されるよう調整を行う。(厚生労働省)

d　ワクチンの確保

国は、事業者が開発し薬事承認を受け、国内で製造したパンデミックワクチンについて接種に必要な量を確保する。(厚生労働省)

e　輸入ワクチンの確保に係る情報収集及び対応

国は、国内でのワクチン確保を原則とするが、初期に供給量が限ら

れる中で、必要な量の輸入ワクチンを確保できるよう、海外ワクチンの製造販売業者に対して、我が国への供給可能性や時期等について情報収集を行うとともに、状況に応じて、供給に係る交渉、契約締結等の所要の対応を行う。また、ワクチンの特性に応じて、製造販売業者や卸売販売業者等と連携して、冷凍庫等を活用した保存方法や輸送方法等の配送に係る所要の対応を行う。（厚生労働省）

（ウ）ワクチンの接種に必要な資材

a　ワクチンの接種に必要な資材の数量の調査

国は、注射針やシリンジ等のワクチンの接種に必要となる資材について、国内における製造事業者や輸入事業者に対して、国内在庫の量や今後確保可能な数量の見込みについて調査する。（厚生労働省）

b　ワクチンの接種に必要な資材の増産等の要請

国は、注射針やシリンジ等のワクチンの接種に必要となる資材が不足することが見込まれる場合には、事業者に対して、製造量や輸入量の増加の要請を行う。（厚生労働省）

c　ワクチンの接種に必要な資材の確保

国は、注射針やシリンジ等のワクチンの接種に必要となる資材について、接種に必要な量を確保する。（厚生労働省）

ウ　接種体制

（ア）接種体制の準備

国は、発生した新型インフルエンザ（H5NX）の病原性等の特性やその際の医療提供体制や国民生活や社会経済活動の状況を踏まえ、特定接種又は住民接種の実施を見据え、接種の優先順位の考え方を整理するとともに、接種体制等の必要な準備を行う。（厚生労働省、統括庁）

（イ）地方公共団体への早期の情報提供・共有

国は、市町村及び都道府県に対し、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報提供・共有を早期に行うよう努める。（厚生労働省）

（ウ）接種体制の構築

市町村又は都道府県は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。また、国は、大規模接種会場の設置や職域接種等の実施の要否について検討し、これらの実施が必要な場合は、必要な準備を行う。（厚生労働省、関係省庁）

（エ）接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

国及び都道府県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請又は指示を行う。また、接種に携わる医療従事者が不足する場合等においては、歯科医師や診療放射線技師等に接種を行うよう要請することを検討する。（厚生労働省）

（７）医療

ア　新型インフルエンザ（H5NX）に関する知見の共有等

①　国は、JIHS と協力して、感染症指定医療機関での対応により得られる臨床情報、地方衛生研究所等での検査により得られる情報、都道府県が実務を行う中で入手した情報、研究機関や学術団体等が入手した情報も含め、新型インフルエンザ（H5NX）に関する情報収集・分析を行い、新型インフルエンザ（H5NX）の発生状況、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を含む診断・治療に関する情報等について、随時更新や見直しを行いながら、都道府県、医療機関、国民等に迅速に提供・共有を行う。（統括庁、厚生労働省）

②　都道府県は、国や JIHS から提供された情報を医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等に周知する。（厚生労働省、統括庁）

イ　医療提供体制の確保等

① 都道府県は、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、保健所、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において都道府県連携協議会等で整理した相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。あわせて、医療機関に対し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。（厚生労働省）

② 感染症指定医療機関は、患者の受入体制を確保し、患者に適切な医療を提供する。また、医療機関は、都道府県からの要請に応じて、医療機関等情報支援システム（G-MIS）の入力を行う。（厚生労働省）

③ 都道府県は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、受診患者が新型インフルエンザ（H5NX）に感染したおそれがあると判断した場合は、直ちに保健所に連絡するよう要請する。（厚生労働省）

④ 都道府県は、市町村と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について住民等に周知する。（厚生労働省）

⑤ 国は、都道府県等に対し、発熱外来の迅速な稼働の前提となる検査体制を遅滞なく確立するため、予防計画に基づく検査等措置協定機関等における検査体制を速やかに整備するよう要請を行う。（厚生労働省）

⑥ 国は、都道府県に対して、地域の感染状況を踏まえ、必要に応じて、感染症指定医療機関に加えて、流行初期医療確保措置協定締結医療機関においても、患者に適切な入院医療及び外来医療を提供する体制を確保するよう要請する。都道府県はこれに応じた所要の対応を行う。（厚生労働省）

ウ 相談センターの整備

① 国は、都道府県等に対して、帰国者等、接触者、有症状者等からの相談（受診先となる発熱外来の案内を含む。）を受ける相談センターの強化を行うよう要請する。（厚生労働省）

② 国は、症例定義に該当する有症状者が、相談センターを通じて、発熱外来を受診するよう、国民等に周知を行うとともに、都道府県等に対し

ても、住民等に周知を行うよう要請する。（厚生労働省）

③　都道府県等は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、住民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、速やかに発熱外来の受診につなげる。（厚生労働省）

（８）治療薬・治療法

ア　国内外の研究開発動向等の情報収集・分析及び共有

国及び JIHS は、AMED を含む国内外の関係機関と連携し、発生した新型インフルエンザ（H5NX）に関する治療薬・治療法の国内外の研究開発動向や臨床情報等に関する情報を随時収集し、その分析を行う。また、その知見を政府内や都道府県、医療機関等の関係機関で共有する等、双方向的な情報共有を行う。（厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、外務省、文部科学省）

イ　研究開発方針等の検討

国は、JIHS や AMED 等と連携し、発生した新型インフルエンザ（H5NX）の治療薬・治療法の研究開発方針や治療薬の確保方針について随時検討を行う。（厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局）

ウ　迅速な研究開発の実施

（ア）病原体やゲノム情報の早期入手

国及び JIHS は、治療薬・治療法の開発を推進するため、国内外の機関と連携し、病原体及びゲノム配列データ等の情報を早期に入手し、研究開発を行う製薬関係企業や研究機関等の関係機関に対し分与・提供する。（厚生労働省、外務省、文部科学省）

（イ）基礎研究及び橋渡し研究の推進

国及び JIHS は、AMED と連携し、新たな治療薬・治療法の研究開発のため、国内外の関係機関と連携し、準備期において構築した重点感染症に対する研究開発基盤等を活用し、早期の臨床応用を目指し、基礎研究

及び橋渡し研究を迅速に実施する。(厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、文部科学省)

（ウ）臨床研究等の迅速な実施

国及び JIHS は、製薬関係企業や医療機関等とも連携し、準備期に構築した臨床研究等の実施に資する体制や人材を活用し、国内外で必要な臨床研究等を迅速に開始するとともに、治療薬の研究開発や治療法の確立に資する科学的知見の収集や共有を図る。(厚生労働省)

（エ）研究開発企業との連携及び協力

① 国及び JIHS は、AMED や PMDA を含む関係機関と連携し、研究試薬を含む治療薬・治療法の研究開発企業の振興や、国産試薬の開発、国内製造の支援、創薬ベンチャーによる開発を含め迅速な研究開発の推進及び早期実用化のための必要な支援を実施する。(厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、経済産業省)

② JIHS は、戦略性を持った研究資金の確保を行い、また、研究課題の設定や研究費の分配等の実施に資する情報提供等を国に対して行う。(厚生労働省)

③ 国及び JIHS は、AMED と連携し、製薬関係企業等に対し、既存の治療薬や化合物、開発シーズの新型インフルエンザ（H5NX）に対する有効性等の検証を速やかに行うよう要請するとともに、必要に応じて、研究開発の支援を行う。(厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局)

エ　緊急承認等の検討

国は、研究開発された医薬品や医療機器等の早期確保のため、緊急承認や特例承認の実施可能性の検討等を開始する。(厚生労働省)

オ　治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備

（ア）診療指針の確立

国及び JIHS は、大学等の研究機関や製薬関係企業等と連携し、既存の

治療薬の新型インフルエンザ（H5NX）に対する有効性等の検証を速やかに行うとともに、流行初期における診療指針の策定を図る。その際に、必要に応じて、準備期に構築した研究開発体制を活用し、治療薬の有効性等の精査を行う。（厚生労働省）

（イ）医療機関等への情報提供・共有

国及び JIHS は、新型インフルエンザ（H5NX）の診断・治療に資する情報等を、都道府県、医療機関等や医療従事者等、国民等に対して迅速に提供・共有する。（厚生労働省）

都道府県は、新型インフルエンザ（H5NX）の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等で、国及び JIHS が示す診療指針等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう医療機関等に情報提供・共有する。（厚生労働省）

（ウ）治療薬の確保

国は、既存の治療薬が新型インフルエンザ（H5NX）の治療に有効であることが判明した場合や新しく治療薬が開発された場合、国際的な連携・協力体制の活用を含め、必要量の確保に努める。また、国は、必要量の確保に向けて増産が必要な場合には、製造販売業者に対して、増産の要請を行う。（厚生労働省、経済産業省）

（エ）治療薬の配分

国は、供給量に制限がある治療薬について、流通形態、医療機関種別の配分の優先順位、投与対象となる患者群等について整理した上で、都道府県等と連携し、準備期に整理した医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を活用し、必要な患者に対して適時に公平な配分を行う。（厚生労働省）

（オ）治療薬の流通管理及び適正使用

国は、都道府県等と連携し、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ（H5NX）の治療薬を適切に使用するよう要請する。ま

た、治療薬について、過剰な量の買い込みをしないこと等、適正な流通を指導する。（厚生労働省）

カ　抗インフルエンザウイルス薬の使用

①　国及び都道府県は、抗インフルエンザウイルス薬について、製造販売業者による流通備蓄分を含む備蓄量の把握を行う。（厚生労働省）

②　国は、国内での感染拡大に備え、都道府県等と連携し、医療機関や薬局に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。（厚生労働省）

③　国は、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。（厚生労働省）

（９）検査

ア　検査体制の整備

①　国は、発熱外来の迅速な稼働を可能とするため、都道府県等に対し、予防計画に基づき、流行初期の目標検査実施数を迅速に確保できるよう、地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の確認を含め、検査体制を整備するよう要請を行い、必要に応じて支援を行う。また、準備期の準備に基づき、検査に必要となる予算・人員を確保し、必要に応じて研修等を実施し、更なる人員確保を図る。（厚生労働省）

②　都道府県等は、予防計画に基づき、地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、速やかに検査体制を立ち上げるとともに、検査実施能力の確保状況について定期的に国へ報告する。（厚生労働省）

③　国は、検査物資の確保状況を確認し、必要に応じて検査物資の増産を試薬・検査機器メーカー等の民間企業等へ要請する。（厚生労働省、経済産業省）

④　国は、国内での新型インフルエンザ（H5NX）の発生時に検体や病原体の迅速な搬送が実施できるよう、必要に応じて運送事業者等と協定等を

締結するとともに、協力事業者の拡大の必要性について判断する。（厚生労働省、関係省庁）

⑤国は、JIHS と連携し、水際対策の強化に伴い、検疫所等で PCR 検査等の検査を実施するための技術的検証を行い、検疫所等が保有する検査機器が活用できる体制を整備する。（厚生労働省）

⑥　国は、JIHS と協力し、幅広く新型インフルエンザ（H5NX）に関する情報の収集を行い、入手した情報を基に検査体制を拡充する。（厚生労働省、外務省）

イ　研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

①　国は、検査診断技術の研究開発や確立に資する科学的知見の収集及び共有に努める。（厚生労働省）

②　JIHS は、国と連携し、検体から速やかに病原体を分離し、適切な病原体管理が可能な研究開発企業や研究機関、学会等の関係機関からの研究開発目的での要望に対し分与・提供する。（厚生労働省）

③　国及び JIHS は、AMED と連携し、準備期に構築した都道府県等や国内外の医療機関や研究機関等との連携やネットワークを活用し、作製した感染症検体パネルを提供する等、研究開発能力を有する研究機関や検査機関等とともに検査診断技術の研究開発を行うとともに、開発した検査診断技術について品質の担保を含めた評価を行う。また、各種検査方法について指針を取りまとめ、地方衛生研究所等、民間検査機関、医療機関等に情報を提供・共有する。（厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、外務省）

④　都道府県等は、国及び JIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。（厚生労働省）

⑤　国は、開発された診断薬・検査機器等が早期に使用可能となるよう、緊急承認等の仕組みの適用の可否について速やかに検討を行う。薬事承認を取得した診断薬・検査機器等の情報を、その使用方法とともに医療機関等に速やかに情報提供・共有する。（厚生労働省）

ウ　診断薬・検査機器等の調達・供給に係る調整

国は、国外で新型インフルエンザ（H5NX）に対する有効な検査方法が開発される可能性を踏まえ、国内外の関連企業との診断薬・検査機器等の調達に係る調整を行う。また、新型インフルエンザ（H5NX）以外の通常医療の診断薬・検査機器等が不足するおそれがある場合には、需給状況を是正するよう、供給に係る調整も行う。（厚生労働省、外務省、経済産業省）

（10）保健

ア　有事体制への移行準備

①　国は、都道府県等に対し、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制（保健所における流行開始から１か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及び IHEAT 要員（地域保健法第 21 条に規定する業務支援員）の確保数）及び地方衛生研究所等の有事の検査体制への移行の準備状況を適時適切に把握するとともに、必要に応じて、公表後に備えた以下の（ア）から（オ）までの対応に係る準備を行うよう、要請や助言を行う。（厚生労働省）

（ア）医師の届出等で患者を把握した場合の患者等への対応（入院勧告・措置や積極的疫学調査等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）

（イ）積極的疫学調査等による、集団感染（クラスター）の発生状況の把握

（ウ）IHEAT 要員に対する都道府県等が管轄する区域内の地域保健対策に係る業務に従事すること等の要請

（エ）感染拡大時における業務の一元化や外部委託等による保健所の業務効率化

（オ）地方衛生研究所等、医療機関、検査等措置協定を締結している民間検査機関等の検査体制の迅速な整備

②　都道府県等は、国からの要請や助言も踏まえて、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制及び地方衛生研究所等の有事の検査体制への移

行の準備状況を適時適切に把握し、速やかに検査体制を立ち上げる。また、都道府県等の本庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT 要員に対する応援要請等の交替要員を含めた人員の確保に向けた準備を進める。（厚生労働省）

③　国は、都道府県に対して、感染症指定医療機関において、速やかに感染症患者に適切な医療を提供する体制を確保するよう要請する。（厚生労働省）

④　都道府県は、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、保健所、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において都道府県連携協議会等で整理した相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。あわせて、医療機関に対し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。（厚生労働省）

⑤　保健所は、健康危機対処計画に基づき、都道府県等の本庁と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。（厚生労働省）

⑥　都道府県等は、JIHS による地方衛生研究所等への技術的支援等も活用し、検査等措置協定を締結している民間検査機関等や以下に記載する相談センターとの連携も含めた早期の検査体制の構築に努める。（厚生労働省）

⑦　地方衛生研究所等は、健康危機対処計画に基づき、都道府県等の本庁と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進めるとともに、JIHS 等と連携して感染症の情報収集に努める。（厚生労働省）

⑧　都道府県等は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状

（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。（厚生労働省）

イ　住民への情報提供・共有の開始

①　国は、JIHS と協力し、国内外での新型インフルエンザ（H5NX）の発生状況を迅速に把握するとともに、当該感染症の特徴や有効な感染防止対策等、都道府県等が住民に対して行うリスクコミュニケーション等に必要な情報提供・共有を行うことで、都道府県等を支援する。（厚生労働省、統括庁）

②　都道府県等は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。相談センターの運営に当たっては、業務効率化のため、適時に外部委託や都道府県での一元化等を行うことを検討する。（厚生労働省）

③　都道府県等は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の住民への周知、Q&A の公表、住民向けのコールセンター等の設置等を通じて、住民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。（厚生労働省、統括庁）

（11）物資

ア　感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

①　国は、システム等を利用して、都道府県や協定締結医療機関における個人防護具の備蓄量等を確認する。（厚生労働省）

②　国及び都道府県は、システム等を利用して、新型インフルエンザ（H5NX）の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について協定締結医療機関の備蓄・配置状況を確認する。（厚生労働省）

③　都道府県は、協定締結医療機関に対して、新型インフルエンザ（H5NX）の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する

よう要請する。（厚生労働省）

イ　感染症対策物資等の需給状況の確認

国は、生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者から、感染症対策物資等の需給状況について速やかな報告を求めるとともに、当該事業者からの報告やこれまでの感染症危機管理の経験等を踏まえ、感染症対策物資等の供給量等に不足がないか等を確認する。（厚生労働省、関係省庁）

ウ　円滑な供給に向けた準備

①　国は、感染症対策物資等の供給が不足するおそれがある場合等は、感染症対策物資等の業界団体や生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者等に対する生産の要請その他必要な対応を検討し、必要に応じて実施する。（厚生労働省、関係省庁）

②　国は、都道府県に対し、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等に関して調査を行った上で、十分な量を確保するよう要請する。（厚生労働省）

③　国は、医療機関等に対し、感染症対策物資等が不足するおそれがある場合等は、感染症対策物資等の販売事業者にあらかじめ計画的に発注する等により、必要量を安定的に確保するよう要請する。（厚生労働省）

④　都道府県は、医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、国や感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者と連携しながら必要量の確保に努める。（厚生労働省）

⑤　国は、個人防護具について、医療機関等への配布やシステム等を利用した緊急配布等の準備を行う。（厚生労働省）

（12）国民生活及び国民経済の安定の確保

ア　事業継続に向けた準備等の要請

①　国は、新型インフルエンザ（H5NX）の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員

等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。（統括庁、厚生労働省、業所管省庁）

② 指定（地方）公共機関等は、その業務計画に基づき、国及び都道府県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。国は、登録事業者に対し、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう要請する。（指定公共機関所管省庁、業所管省庁）

③ 国は、これらのほか、必要に応じ、新型インフルエンザ（H5NX）の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。（統括庁、厚生労働省、業所管省庁）

イ 生活関連物資等の安定供給に関する国民等及び事業者への呼び掛け

国は、国民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。（消費者庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、関係省庁）

参考資料

訓練

新型インフルエンザ（Ｈ５ＮＸ）対策本部の設置について

（令和７年１１月１８日
閣　議　決　定）

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 15 条第１項の規定に基づき、下記により、臨時に、新型インフルエンザ（Ｈ５ＮＸ）対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

記

１．本部の名称並びに設置の場所及び期間は、次のとおりとする。

(1)名　　称　新型インフルエンザ（Ｈ５ＮＸ）対策本部

(2)設置場所　東京都（内閣官房（中央合同庁舎第８号館）

(3)設置期間　令和７年１１月１８日から新型インフルエンザ（Ｈ５ＮＸ）対策を推進するため必要と認める期間

２．本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

本 部 長　内閣総理大臣

副本部長　内閣官房長官、厚生労働大臣、感染症危機管理担当大臣

本 部 員　本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣

３．本部に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員での職員の中から、本部長が指名した官職にある者とする。

４．本部に関する事務は、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房内閣感染症危機管理統括庁において処理する。

５．前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。